

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	2-116
処分の種類	違反施設の移転、除去等の命令			
根拠法令条例等・条項	流通業務市街地の整備に関する法律第6条第1項			
処分の概要	同法第5条第1項の規定に違反した施設に対して相当の期限を定めて、その施設の移転、除却若しくは改築又は用途の変更をすべきことを命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	(処分基準) 未設定 (処分の先例がなく法の定め以上に具体化するの困難である)			
基準の制定根拠	—			